#### 令和2年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第16日(令和2年6月30日 火曜日)

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$ 

## 議事日程

日程第1 市長提出、議案第34号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第2号)について」から議案第49号「財産の取得について」までの議案16件及び令和2年土佐清水市議会定例会6月会議で付託した陳情の審査結果について一括議題(委員長報告、質疑、討論、採決)

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$ 

#### 本日の会議に付した事件

日程第1

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$ 

議員定数 12人

現在員数 12人

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$ 

## 出席議員 11人

谷 口 佳 保 君 2番 弘田 条君 1番 3番 武政健三君 4番 山 崎 誠 一 君 吉 村 政 朗 君 6番 作 田 喜 秋 君 5番 詠 君 細川博史君 7番 岡本 9番 10番 前田 晃君 11番 浅 尾 公 厚 君

12番 永野裕夫君

 $\sim\sim\sim\sim$  ·  $\sim\sim\sim\sim$ 

## 欠席議員 1人

8番 甲藤 眞君

 $\sim\sim\sim\sim \cdot \sim\sim\sim\sim$ 

# 事務局職員出席者

議会事務局長 窪内 研介 君 局 長 補 佐 中嶋 由美 君 議 事 係 主 幹 佐野 舞 君 主 任 生原ひさよ 君 主 幹 岡﨑 仁斗 君

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$ 

# 出席要求による出席者

市長	泥谷	光信	君	副	市	長	磯脇	堂三	君
税 務 課 長 兼固定資産評価員	西原	貴樹	君	企 画	財政課	. 長	横山	英幸	君
総務課長(併)選挙管理委員会事務局長	中津	健一	君	危 機	管理課	長	倉松	克臣	君
消 防 長	宮上	眞澄	君	消防消	i 次 長 防 署	兼 長	味元	博文	君
健康推進課長	山下	育	君	福 祉	事務所	長	井上	美樹	君
市民課長	中津	恵子	君	まちづ	らくり 対策	果長	中尾	吉宏	君
観光商工課長	二宮	眞弓	君		. 公 園 ペーク推進	* 課長	酒井	満	君
農林水産課長兼 農業委員会事務局長	和泉	政彦	君	水	道 課	長	吉永	敏之	君
じんけん課長	早川	聡	君		護老人ホー さい 園		岡田	旭生	君
収納推進課長	谷崎	清	君	教	育	長	弘田	浩三	君
こども未来課長	伊藤	牧子	君	生 涯	学習課	長	田村	五鈴	君
教育センター所長兼 少年補導センター所長	亀谷	幸則	君						

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$ 

午前10時00分 開 議

○議長(永野裕夫君) 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和2年土佐清水市議会定例会6月会議、第16日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者について御報告いたします。8番甲藤眞君が所用のため、欠席する旨、届出がありましたので御報告いたします。

日程第1、市長提出、議案第34号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第2号)について」から議案第49号「財産の取得について」までの議案16件及び令和2年土佐清水市議会定例会6月会議で付託した陳情の審査結果について一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 弘田 条君。

(予算決算常任委員会委員長 弘田 条君登壇)

**〇予算決算常任委員会委員長(弘田 条君)** おはようございます。令和2年土佐清水市議会 定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたし ます。

- 1、議案第34号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第2号)について」
- (1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。
- (2)歳出中、3款1項2目障害者福祉費について

委員から、心のバリアフリー推進事業に関連して、手話奉仕員の登録者が37人とのことであるが、手話ができる方は何人いるかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、手話奉仕員のカリキュラムを終えた方が登録されているが、手話奉仕員として小学校や福祉センターで行われている活動に参加している方は数人であるとのことであります。委員から、今回も講習を8回行うとのことであるが、何か遊びを入れるなど企画作成の要請を行いました。

また、別の委員から、手話奉仕員37人について、年代や職業に関する質疑があり、執行部の説明によりますと、主婦や勤めている方もいる。自分が活動できる時間帯に社会福祉センターから依頼があれば小学校などへ行っている状況であるとのことであります。

さらに委員から、どういうところへ派遣をされるのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、小学校では日常生活で使う手話を勉強したいという要望や福祉センターの事業においては、グループで手話を学びたいなどの要望がある場合に派遣しているとのことであります。

また、現在は依頼を受けて病院への受診時に手話通訳を派遣している。将来的には各事業所の勉強会へ手話奉仕員の派遣をし、簡単な日常生活での手話を使える方々を増やしていきたい との説明があり、了承いたしました。

同じく、歳出中、6款1項1目商工振興費について、委員から、持続化給付金について、法人227、個人1,072人、合計およそ1,300件が対象となっているが、国の持続化給付金との併給というのは基本的にできないということとなっており、これをどう調べるか、また国の持続化給付金と重なりが出てくる可能性があると思うが、どう対処するかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、申請時の誓約書に国の持続化給付金を申請されている方については申請できない旨の項目を設けているとのことであります。

また、委員から、市の持続化給付金を申請する際に、国の持続化給付金を希望している方も含まれているので、全体の予算規模も下がると思うが、どのように想定しているかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、予測として8割くらいを対象としている。例えば、5割以上が国の申請となった場合、予算が余剰となるが最大限の申請額を想定しているとのことであります。

別の委員から、申請する際、1人の方が異なる業種の事業を行う事業主だった場合はどうなるかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、1人の方が複数の業種を営業していたとしても、事業主に対しての給付金とのことであります。

さらに別の委員から、市の給付金を受給後、対象期間内に国の申請が受けられるようになった場合についての質疑があり、執行部の説明によりますと、先に市の申請をして、後で国の対象となった場合には、市の給付金については返還をしていただくことになるとのことであります。

また、委員から、持続化給付金申請について、知らない方や自分には関係ないと思っている 方もおり、もう少し違った情報提供の仕方を考えてはどうかとの質疑に対し、執行部から、市 広報、ホームページ及び関係機関を通じて周知をしていくが、何らかの方策を検討していきた いとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第35号「令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第36号「令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第1号)について」 議案第37号「令和2年度土佐清水市水道事業会計補正予算(第1号)について」

議案第48号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号)について」

以上、4件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、 それぞれ原案のとおり可決いたしました。

〇議長(永野裕夫君) 続いて、総務文教常任委員会副委員長 前田 晃君。

(総務文教常任委員会副委員長 前田 晃君登壇)

- 〇総務文教常任委員会副委員長(前田 晃君) おはようございます。それでは、令和2年土 佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果につい て御報告いたします。
  - 1、議案第49号「財産の取得について」

執行部の説明によりますと、本議案は消防本部救助工作車がミッションの故障により使用できなくなったため、車両(救助工作車II型)と積載用救助資機材を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものとのことであります。

購入する救助工作車 II 型は、各種の救助資機材を積載し、火災、交通事故、自然災害など一般生活で起こる様々な救助事案に対応して救助活動を行う車両で、クレーン、ウインチ、発電照明装置、支持点(アンカー) 1 6 か所などが装備されている。現行車両との大きな違いはクレーンを装備していることで、これにより重量物のつり上げ・つり下げが容易となり、またロープを利用しての救出活動を行う場合においても上部の支点を作成できるなど、安全・確実・迅速な救助活動が実施できることになるとのことであります。

委員から、車両価格が1億1,840万円と高額となっている理由を尋ねました。執行部から、現行車両は平成11年に3,700万円で購入した中型車であったが、今回購入する車両は排ガス規制の関係やクレーン付の大型車両となったことなどにより車両価格が上がっているとの説明がありました。

また委員から、落札価格と車両の性能面についての認識を尋ねましたところ、執行部から、 金額でも性能的にも十分で妥当と判断しており、望んでいた資機材も入り十分に活用していき たいとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第39号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」 議案第40号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」 議案第47号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、3件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、 それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 続いて、産業厚生常任委員会委員長 谷口佳保君。

(産業厚生常任委員会委員長 谷口佳保君登壇)

- **○産業厚生常任委員会委員長(谷口佳保君)** おはようございます。令和2年土佐清水市議会 定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたし ます。
  - 1、議案第38号「土佐清水市手話言語条例の制定について」

条例制定の趣旨について、執行部に説明を求めました。執行部の説明によりますと、理念条例という形で制定するもので、市としては第7条の施策として、いかに市民に手話言語を認識し、意識を持ってもらえるかというところが一番の課題であり、手話に触れる機会が市民の方に増えるよう、市としては推進していきたいと考えているとのことであります。

委員から、これまで37人の方が手話奉仕員に登録されているとのことだが、講習会だけを 重ねても、ふだんからイベント等を開催し、使い続けていないとなかなか身につくのは難しい のではないか、との質疑があり、執行部によりますと、手話言語に限らず、障害者に対する理 解、障害に対する理解も含めて、心のバリアフリー事業という形で計画している。その中の手 話に関する部分としては、一部の小学校や福祉センターのデイサービス事業等で希望があれば 手話奉仕員の派遣も行っている。手話奉仕員の派遣についてもレベルアップを図りつつ、場面 に応じた事業所単位でも勉強できるような機会も啓発しながら派遣していける仕組みをつくっ ていきたいとのことであります。ふだんから手話を使い続けられるようなイベントや会の開催 を要請し、了承いたしました。

- 2、議案第41号「土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」 議案第42号「土佐清水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて」
  - 議案第43号「土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」
  - 議案第44号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」
  - 議案第45号「土佐清水市地域食材供給拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定について」
  - 議案第46号「土佐清水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について」

以上、6件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

3、陳情第2号「「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める 陳情 |

紹介議員の前田晃議員に説明を求めました。説明によりますと、日本の最低賃金というのは4つの地域別のランクに分かれており、最も高いのが東京で時給1,013円、高知県は最低ランク790円となっている。フルタイムで働いたとしても、月に11万円から14万円であり、年収120万円から150万円となる。ワーキングプアの年収は200万円以下と言われており、高知県の賃金ではワーキングプアを超えることは難しいという現状がある。労働者は賃金が高いほうを目指すため、どうしても都市のほうへ流れていき、地域経済が疲弊していく。地域経済を再生させるという意味でも、賃金の全国一律の最低賃金制は必要である。また、全国労働組合総連合の生計費調査によると、生計費は都会や田舎の地域による差は余りなく、月に22万円から24万円である。これを月150時間の労働時間で鑑みると、時給1,500円となり、これが1つの根拠となっている。

しかし、最低賃金の引上げを行うと中小企業が大変困難を来すということがあるため、最低 賃金の改善とともに、中小企業が支払う社会保険料の事業主負担を国の補助で対応するなど支 援の拡充を求める意見書となっている。今こそ賃金を引き上げて地域経済の浮揚に生かし、中 小企業の支援を行い、市民の暮らしを守り、地域経済の活性化を図る趣旨の意見書であるとの ことであります。

委員から、賃金が多いから都市に流れていくのではなく、都市の方が職種も多く、やりたい 仕事に就けるので、賃金が高いから都市に流れていくという理由ではないと考える。時給 1,500円を全国一律でというのは現実問題として無理があるのではないかとの意見や、別の 委員からは、コロナ禍で中小企業が厳しい状況に置かれている中で一生懸命経営をしていると ころもあり、労働者だけのためにこれを上げるのは厳しいと思うとの意見が出されました。

一方、別の委員から、地域の現状、経済の状況はあるが、国に支援してもらうための陳情で、 国から企業へ支援してもらいたいというのも盛り込まれているとの意見もありました。

採決の結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第38号及び 議案第41号から第46号については全会一致により、それぞれ原案のとおり可決、陳情第 2号については賛成少数により、不採択と決定いたしました。

〇議長(永野裕夫君) 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に総務文教常任委員会副委員長は、委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時21分 休 憩

午前10時51分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第34号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第2号)について」、議案第35号「令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」、議案第36号「令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第1号)について」、議案第37号「令和2年度土佐清水市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び議案第48号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号)について」の補正予算案5件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって、議案第34号から議案第37号までの 4件及び議案第48号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号「土佐清水市手話言語条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を 採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号「土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」 を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号「土佐清水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定 について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号「土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を採決 いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採 決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決さ

れました。

次に、議案第45号「土佐清水市地域食材供給拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号「土佐清水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号「財産の取得について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(替成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

次に、今6月会議で付託した陳情の審査結果について採決いたします。

陳情第2号「「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳 情」の審査結果について採決いたします。

本件に対する産業厚生常任委員会委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決

いたします。

本件について、採択することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立少数であります。よって、陳情第2号は、不採択とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時08分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいま、市議会議案第1号「土佐清水市議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第1号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって、市議会議案第1号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第1号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、細川博史君。

(9番 細川博史君登壇)

○9番(細川博史君) 市議会議案第1号「土佐清水市議会議員報酬及び費用弁償支給条例の 一部を改正する条例の制定について」、提案理由の説明をいたします。

5月会議におきまして、土佐清水市長等の特別職の給与を減額する条例が可決したところでありますが、本案につきましては、市議会といたしましても本年7月の議長以下議員報酬をそれぞれ100分の30減額しようとするものであります。

新型コロナウイルス感染症は全国で猛威を振るい、本県、また幡多地域においても多くの感染者を出すなど緊迫した状況にありました。緊急事態宣言が解除されたとはいえ、新型コロナウイルス感染症による経済損失は大きく、本市の基盤産業でもあります観光関連産業をはじめ、甚大な影響を及ぼしているところでございます。

本市でも市単独の支援制度の予算が計上されておりますが、市議会といたしましても厳しい本市の財政に寄与すべく、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

御審議の上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(**永野裕夫君**) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

市議会議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略 いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって、市議会議案第1号は、委員会の付託 を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第1号「土佐清水市議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の 制定について」を採決いたします。

市議会議案第1号について、原案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

- ○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって、市議会議案第1号は可決されました。 (「動議」と呼ぶ者あり)
- ○議長(永野裕夫君) 6番、作田喜秋君。

動議については、簡明に説明を願います。

(6番 作田喜秋君自席)

**〇6番(作田喜秋君)** 先般の岡本議員の一般質問において、不穏当な発言があり、その発言 の削除、取消しを求め、動議をいたします。

理由は、岡本議員の一般質問において、登壇しない議員はやる気があるのかと言われてしま うのかもなどという、全く根拠のない、さも市民を巻き込み、市民がそう言うがごとく、議員 を侮辱するような言動であり、余りにも議員軽視が過ぎるという観点から発言の取消しを求め るものであります。そもそも今回の一般質問においては、3密を避け、コロナ感染防止を基本に議長から全会派に申入れがあり、ソーシャルディスタンスの下、一般質問の質問者を制約しての質問対応としたことは岡本議員の会派も承知のことであり、決して質問をしたくないということではなく、コロナ対策に対応した6月議会でありました。それなのに奈半利議会の新聞の記事を引用して、何の本議会とは関係性のない、やる気がない発言は一般質問をそれぞれの思いで今回見送った議員に対して最高の侮辱であり、人格を否定する言動であるという観点から、発言の取消しを求めるものであります。

以上のことを踏まえ、動議といたします。なお、賛同議員は私を含め、8名であります。よ ろしくお願いいたします。

**〇議長(永野裕夫君)** ただいま、作田議員から発言取消しに関わる動議が提出されました。 所定の賛成者がありますので、確認いたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(永野裕夫君) 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本動議につきましては、議会運営委員会において日程等を諮りますので、御了承をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時16分 休 憩 午後 2時00分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

休憩前の動議について、議会運営委員会で日程等について協議をいたしました。

ここで、作田喜秋君外 7 人の議員から発言取消しに関する動議が文書で出ております。 お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 異議なしと認めます。よって、この際、発言取消しに関する動議の件を議題とすることに決しました。

発言取消しに関する動議の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番岡本詠君の退場を求めます。

(7番 岡本 詠君退場)

○議長(永野裕夫君) それでは、本動議について、提出者に提案の説明を求めます。

6番、作田喜秋君。

(6番 作田喜秋君登壇)

○6番(作田喜秋君) 先般の岡本議員の一般質問において、不穏当な発言があり、その発言 の削除、取消しを求め、動議を提出いたしました。

理由は、岡本議員の一般質問において、登壇しない議員はやる気があるのかと言われてしま うのかもなどという全く根拠のない、さも市民を巻き込み、市民がそう言うがごとく、議員を 侮辱するような言動であり、余りにも議員軽視が過ぎるという観点から発言の取消しを求める ものであります。取消箇所は自席にお配りしております、そこのところの文言の削除を要求い たします。

そもそも今回の一般質問においては3密を避け、コロナ感染防止を基本に議長から全会派に申入れがあり、ソーシャルディスタンスの下、一般質問の質問者を制約して6月会議の質問に対応したことは岡本議員の会派も承知のことであり、我々は質問をしないということでなく、コロナ対策に対応し、6月会議では議長の申入れに賛同したというのが事実であります。また、執行部においても質問の答弁者だけが議会へ出席し、コロナ対策に協力していただき、出席しない皆さんは各課でインターネット中継での参加としていました。

そのような明確に意味がある6月会議のコロナ感染防止対策の中で、このような発言は我々は到底承服できませんし、本市議会と全く関係がない奈半利町議会の新聞記事を引用した発言は、一般質問をそれぞれの思いで今回見送った議員に対してこの上ない侮辱であり、人格を否定する言動であるという観点から、指摘した文言の発言の取消しを求めるものであります。

○議長(永野裕夫君) 内容説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。本件について、質疑の方はございませんか。

10番、前田議員。

(10番 前田 晃君自席)

- **〇10番(前田 晃君)** 質疑の前に、お手元の文書というのはどの文書のことでしょうか。 お手元には文書がありません。
- ○議長(永野裕夫君) 文書のない方いらっしゃいますか。

(10番 前田 晃君自席)

- **〇10番(前田 晃君)** これ発言の文書じゃないんですか。どの文書で。 分かりました。はい。ありがとうございます。
- O議長(永野裕夫君) よろしいですか。

どうぞ。

(10番 前田 晃君自席)

**〇10番(前田 晃君)** 質疑です。何点かお尋ねをしたいと思います。

1つ目は、本会議の最終日に突然の動議だったわけですけれども、この動議の法的な根拠ですね。どういう法令に基づいて動議を提出されたのか。それが1つ目。

2つ目、発言について……

○議長(永野裕夫君) 質疑は3回までといたしますので、よろしいですか。確認しておいてください。

(10番 前田 晃君自席)

○10番(前田 晃君) はい。いいです。まだ今1回目です。

それで、岡本議員の発言について、侮辱をされたと、人格を否定されたという今話がありましたけれども、どういう発言があって、どの部分でそういう受け取りをしているのかですね。 それを明確にしていただきたい。これが2つ目です。

それから3つ目。議長の申入れで代表質問にしたというお話でありました。私も市民のこえの代表として議長の申入れがありましたけれども、私はお断りをいたしました。理由は後でもう一回説明はしますけれども。今、コロナで大変で市民の皆さんの声を吸い上げるのが一番だということでお断りをしたんですけれども、これは作田議員に聞くべきかどうか私もちょっと分かりませんが、議長の申入れはですね、議運という正規の機関を通じて申入れがあったものではありません。だから議長の権限で、そういったものがあるのかどうかですね。それに会派の皆さんは従って代表質問ということにしたわけですけれども、その議長のお話というのは根拠のあるものなのかどうか。それをお示しいただきたい。

それから4つ目。この発言の取消しについては、議運の中でもお尋ねはしましたけれども、 懲罰の動議なのか、そうでないのか。その点についてお尋ねしたいと思います。

その4点、まずお答えいただきたいと思います。

**○議長(永野裕夫君)** 答弁を求める前に、私のほうにも質問といいましょうか、ございましたので、そこははっきりと私のほうから答弁をいたしておきます。

まず、この動議については懲罰動議ではございません。この取消しの部分での動議でございます。まずこのことが 1 点。

それから、皆さんに対して申し送りの中で、これは議会運営委員会にかけてまで、このことを統一するような、まあ言えば問題ではないということで、私の裁量権の中でどうですかと。 今、大変コロナが厳しい環境の中で、ぜひ会派の皆さん、議員の皆さんもこのことについて御協力をしていただきたいということで申し述べをしました。結果、各会派において、そのことに対して対応していただいたというふうに考えております。

私に課せられた質問に対しては以上ではなかったかなというふうに思っておりますが、よろ

しいでしょうか、前田議員。はい。

それでは作田議員、この動議に対する根拠ですね。これについて、先ほど説明の中に十分あったというふうに思いますが、このことについて、いま一度答弁をお願いいたします。

#### (6番 作田喜秋君自席)

○6番(作田喜秋君) そもそもですね、議員が一般質問をしない、そのことを指摘されて、 私今まで今回以外に2回質問をしない議会がありました。もし議員が質問をしなかったら、職 責を果たしていない。あいつは駄目だと。そういうような論調で言われると、今までにも私を 含めて一般質問をしない、していない議員もありました。そのことについて、今までに指摘さ れたことはありません。

しかしながら、今回に限って、このようにさも今回一般質問をしなかった議員は市民からどう思われるか、やる気があるのかと言われかねないと、そのように一般質問の冒頭で言われるとですね、私ども一般質問をしなかった議員は本当に議員として資格があるのかと、そのような解釈もいたします。これは私個人の解釈です。そのように言われて私は黙って見過ごすことはできません。その上から、今回動議として、この文言を取り消してもらいたい。その思いから今回動議を提出させてもらいました。そのことを議員の皆さんに話をしました。

すると、そうや、そのとおりやと私も賛同しますという方が私以外に7名の方が賛同してくれました。皆さんの思いが一緒だなという思いで、私は皆さんの思いも込めて今日の動議という形になりました。もし、この私の動議についてですね、本当に私のこれは思いですが、市民の皆様が岡本議員のあの発言によって、本当に今回の質問しなかった議員はほんまにやる気がないなと、あいつらは駄目だと、そのように思われる方もおるかも分かりませんが、私のもとには、おまえ何しようがぞと、質問せららったやないかと、そのような声は私のもとには届いておりませんので、私は今回の質問をしなかった件については、先ほど申し上げましたように議長からの要請を受けて、そうだなと。今回は皆さんで代表質問という形ですので、皆さんの質問をしない議員の思いも込めての代表質問であったというふうに私は捉えておりますので、いささかもこの質問をしなかったことについて、私は非はないと思っておりますので、そのことについて指摘されたことを強く削除を求める。その思いで動議を提出いたしましたので、お含みおきをよろしくお願いします。

そして懲罰動議云々ということがありましたが、そのことは考えておりません。この文言の 削除をお願いしているわけでございます。

以上でございます。

○議長(永野裕夫君) 10番、前田議員。

(10番 前田 晃君自席)

**〇10番(前田 晃君)** 私がお尋ねしましたのは、動議の法的根拠です。会議規則の何条ですか。その辺りをきちんと教えていただけますかということでお尋ねしたんですけれども。

もう一度お尋ねします。動議の法的な根拠をお示しいただきたい。併せて懲罰ではないということでしたので、懲罰の動議であれば、御承知のように3日以内と。その発言があってということですから、これは一般質問の話ですので、もう3日過ぎてますからね、懲罰の動議には係らないということは間違いありません。そのとおりです。

では、じゃあ一体この動議は何を根拠にやっているんですか、出したんですかということをお尋ねしたい。

それから2つ目です。こういった発言の取消しなんかの動議についてはですね、清水の市議会というのは通年議会ですので、基本的には1つの会議の中で処理をするということが原則のようです。通常はね。しかし、通年議会でありますので、例えば3月会議の問題を12月ということも通常はあり得るわけですよね。けどそれはね、ちょっとやり過ぎですので、一定期間を設けないかんと。取消し、訂正の期間ですね。その辺りを今日は一週間過ぎた中で取消しの動議を出してますけれども、これは有効なのかどうかね。その辺りの根拠も示していただきたい。

## ○議長(永野裕夫君) よろしいですか。

(10番 前田 晃君自席)

**〇10番(前田 晃君)** それからもう1点。議員には発言の自由があります。その発言の自由と、この発言の取消しに関わって、大いにこれ関わってくる問題になるんですけれども、作田議員はその辺り、どのように提案者は考えておいでるのか。その見解もお示しいただきたいと思います。

#### 〇議長(永野裕夫君) よろしいですか。

それでは、私のほうにも関連ある質問でございますので、私のほうで答えさせていただきます。

動議につきましては、私が動議の成立をした以上、その根拠は16条の中での対応ということにしております。会議規則の。

それと、この今言いました通年議会であるから、その通年議会において、今どうしてかということにあると思いますが、今答弁の中で、質問の中でありましたように、なるべく会議中内にこの問題については精査したいということの私の発案でございます。ですから、これについて動議を許可しているのは私、議長でありますので、ここは別にいささかの問題はないというふうに考えております。

最後の質問は、ちょっともう一度お願いしたいんですけど。前田議員、もう1点ございまし

たよね。

# (10番 前田 晃君自席)

- **〇10番(前田 晃君)** もう1点。作田議員のことですか。懲罰の動議。
- ○議長(永野裕夫君) それは作田議員に対して、懲罰動議であるかどうかということという ふうに考えておりますので、先ほど作田議員は懲罰動議ではない。取下げの、言わば動議であ るということを明確に示しておりますので、そういうことではないかなというふうに思ってお ります。

それでは3回目、お願いいたします。

(10番 前田 晃君自席)

- **〇10番(前田 晃君)** 発言の自由との関係をさっき作田議員にはお尋ねをしたんですけれ ども、その点をどうですか。それをお尋ねしたんです、2回目でね。
- **〇議長(永野裕夫君)** ちょっとその発言の自由の意味合いが少し伝わりにくいと思いますので、もう一度掘り下げて、その辺の発言の自由に対しての提起を前田議員のほうからお話をしていただければ、もう少し議事が進んでいくのではないかなというふうに思っております。

(10番 前田 晃君自席)

**○10番(前田 晃君)** 質疑ですから、若干私もね、意見なり考え方も多少入るかもしれませんけれどもお許し願いたいと思います。

今回の代表質問に関わっては、先ほど言いましたように、議長のほうからね、私のほうへも 代表質問にしないかというお話がありました。

しかし、私たちは今コロナの問題で市民が大変なので、それをやっぱり議会へ反映させるのが大事なのでね、今までどおりの一般質問をいたしますと。だからお断りをしますということで、お断りいたしました。ただ、他の会派の皆さんは、作田議員もはじめ、要はコロナの関係で代表質問をするという選択をされたわけですよね。それについて、市民の皆さん、それから同僚の議員もね、様々な評価や感想を持つと思うんですよ。

岡本議員の最初の一般質問の中の前段というのは、市民からそういったやる気があるのかね というふうに思われるかもしれませんねという発言なんですよね。これはね、よく考えてみて ください。代表質問することによって、市民の皆さんはいろんな評価をすると思いますよ。あ あ、よくやってくれたという評価もあるかもしれませんし、いやいや、一般質問やってね、皆 さん声を反映してよという声もあるかもしれません。それは受け手側の自由ですから。そうい うことだろうと思います。

不本意なその発言によって、侮辱を受けたとか、人格が否定されたという受け取りをされた 方もおいでますけれども、それも1つの受け取り方でしょう。けれども、いや、よくぞ市民の 声を吸い上げてやってくれたという声も当然ありますしね。だから、それは市民の皆さんや議員の皆さんの評価の自由ということになりますので、それを問題にして取り上げることのおかしさというのが、やっぱり私はあると思うんです。

○議長(永野裕夫君) よく分かりました。

(10番 前田 晃君自席)

**〇10番(前田 晃君)** それで、議員はね、やっぱり市民の声を吸い上げて、この場に反映させるというのがやっぱり大きな役割ですので、そういった役割を持った議員の発言をね、こんな形でね、かもしれないという発言を捉えて侮辱をされたとか、人格を否定されたというふうに取り上げることがね、私はいかがなものかと思うんですけども、そういう点で、議員の発言の自由と、この削除要求の取消要求の関係を作田議員はどのようにお考えですかということを最後にお尋ねをしたい。

○議長(永野裕夫君) 質疑の趣旨が私議長、頭が悪いのかどうか分かりませんが、なかなか理解に苦しみますが、私が総括して考えると、最高の侮辱であり人格を否定されたというところの意味合いはどういうことであるかということでよろしいでしょうか。

前田議員。

(10番 前田 晃君自席)

- **〇10番(前田 晃君)** それは第1問目で私はお尋ねしたと思いますけれども、加えて議員 の発言の自由との関わりですね。その辺りはどうお考えですかとお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(永野裕夫君) 作田議員。

(6番 作田喜秋君自席)

○6番(作田喜秋君) 議員が発言することについて、私は普通に考えれば自由ですし何も問題はないと思いますが、しかし今回の件は、普通にこの発言を聞いた人は、本当に質問をしなかった議員が本当にやる気がないというふうに捉えられるような言い回しの発言であったと私は思っていますので、そのことについて怒りを覚えて、そして議長にも相談して、今回の動議という形になりました。まだ、多々ほかの言動というか、ちょっと腑に落ちんこともありますが、それはそれとして、今回の削除を求めている文言については私は承服しかねますので、それは議員が発言するのは自由やと言われれば、それはそのとおりかも分かりませんが、そのことによって傷ついた人間がいるということを認識してもらいたい。その思いで今回動議を出させてもらいましたので、私はこれをしっかりと岡本議員にも分かってもらいたい。そういう思いで出させてもらいました。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 10番、前田議員、3回目。質疑お願いします。

(10番 前田 晃君自席)

- ○10番(前田 晃君) 今2回目でしたかね。
- 〇議長(永野裕夫君) 次が3回目、今から3回目です。

(10番 前田 晃君自席)

- ○10番(前田 晃君) 私、3回目が終わったんじゃないかと思ったんですが、3回目なんですね。いいです。はい、もう終了。
- 〇議長(永野裕夫君) 分かりました。

それでは質疑を終わります。

本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略させていただきます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって、本動議は委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の通告がございますので、討論を許します。

10番、前田議員。

(10番 前田 晃君登壇)

〇10番(前田 晃君) 会派市民のこえの前田晃です。

私は作田議員から提出されました、岡本議員の発言の取消しを求める動議に対しまして、反対の立場で討論を行います。

まず初めに、議員の発言の自由の範囲内の、しかも問題にならないようなことを取り上げて、 この動議が提出されたことに対しまして、言葉は大変悪いですけれども、あきれるやら恥ずか しいやら、土佐清水市議会の民主的な運営の力量の後退を私は嘆かずにはおれないということ を、まず申し上げておきたいと思います。

この動議は岡本議員の一般質問の前置きの発言に問題ありとして、取消し、削除を求めていますけれども、その発言内容は先ほども言いましたように、誰が見ても聞いても何ら問題のあるものではありません。岡本議員は6月会議の質問者が5人になったことについて、市民からやる気があるのかと言われてしまうかもしれませんねと、議員や会派が取った一般質問の自粛に対して、市民から批判の声が上がる可能性を述べているにすぎません。この発言の一体何が問題なのでしょうか。本当に私は理解に苦しむところであります。

そもそも一般質問の人数を制限して代表質問の選択をしたのは、あなたたち会派なのですか

ら、その選択に対する市民の評価や疑問については、あなたたちが釈明をし、責任を取らなければなりません。あなたたちの選択を評価するかしないかは全く市民の皆さんの自由です。その市民の評価に触れた岡本議員の発言に侮辱を受けた、人格を否定されたと発言の削除を求めるのは、自分たちの選択を悪く見ないでくれ、批判しないでくれと言っているのと同じで、おこがましいにもほどがあります。ちなみに、先ほど申しましたけれども、私たち会派市民のこえにも議長から、市はコロナの対応で大変なので一般質問を代表質問にしないかという話がありました。しかし、私たちはその場できっぱりとお断りをしました。なぜなら、今コロナで大変なのは市民の皆さんです。その市民の皆さんの困り事や願い事を受け取ってしっかりと市政に届けるのが私たち議員の役割です。こんなときだからこそ、12人の議員それぞれが汲み上げた市民の声をこの議場に届けることが求められているのではないでしょうか。せっかくの意見反映の場を代表質問にして、市民の声を直接伝えないのは私たちからすれば、本当にどうかしていると思わざるを得ず、市民からやる気があるのかと見られても仕方ないのではないでしょうか。

実際に私のところには、議員の役目を果たしていないとか、質問しない議員は報酬を返上せよというような、市民からの厳しい声が寄せられています。一般質問を代表質問に替えたあなたたちの判断は、残念ながら議員や議会の軸足の置きどころを誤ったというほかありません。もう一度申し上げます。そもそも代表質問を選択したのはあなたたち会派なのですから、それに対する市民の評価や疑問、生じる問題についてはあなたたち自身が釈明をし、責任を取るべきです。岡本議員の発言は全く無関係と言えます。提出者は、この動議の主張の身勝手さを深く顧みて、即刻この動議を撤回すべきだということを最後に申し上げておきたいと思います。以上のように、提出されましたこの動議に対する反対の意思の表明とともに、即刻の撤回を

以上のように、提出されましたこの動議に対する反対の意思の表明とともに、即刻の撤回を 求めまして私の反対討論を終わります。

○議長(永野裕夫君) 続いて、討論の通告がございますので、討論を許します。

4番、山崎誠一君。

(4番 山崎誠一君登壇)

○4番(山崎誠一君) 会派みらいの山崎です。私は本議会に提出されました、発言取消動議に で に で が ら 討論を いたします。

7番議員は一般質問において、質問の前の前段において、議員各位に高知新聞の6月13日の奈半利町議会の内容の記事を挙げて、やる気のない議員であるかのような不穏当な発言をしたと認識しております。そもそも、6月議会の趣旨が明らかにしてきたとおり、本議会はコロナ感染症のためのソーシャルディスタンス、いわゆる密閉、密集、密接を防ぐという大義の中、開催された議会であり、そのことは全議員が認識に立っての6月議会であり、一般質問を縮小

して代表者質問で対応した、その質問内容はそれぞれの会派で論議し、会派の代表として質問をしていただいた経過があり、代表質問者にただ任せたということではなく、会派の皆さんが 今最も大事なことは何かということを絞り、質問を委ねたという経過があります。

一般質問をしなかった理由を知りながら、あたかも一般質問をしなかった議員はやる気がない議員であるかのような発言がありました。そのことは議員を侮辱する発言であり、承服できない発言であり、取消しを求めます。

本来なら一般質問での議場発言は、市長または執行部と市民代表である議員との議論の場であり、執行部は答弁が許されていますが、議員は質問者以外発言ができないという立場の中、議員に向けて侮辱を感じる発言をするということは、本来なら懲罰に値する重い発言であると認識をいたすところでありますので、発言取消しの動議に賛成いたします。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 続いて、討論の通告がございますので、討論を許します。

3番、武政健三君。

(3番 武政健三君登壇)

○3番(武政健三君) 賛成の討論をさせていただきます。

非常にちょっと残念です。この議場におりながら、あの言葉が失礼ではない、何が悪いのというその考え方、私には理解できません。

私は、本議会に提出されました発言取消動議に賛成の立場から討論いたします。

そもそも今回の議会は、コロナ感染防止でのソーシャルディスタンスを防ぐという大義の中での開催ということで、この土佐清水市に1人も感染者を絶対出さないという観点から、3密を少しでも避けるために私たちの会派では6人の中より2名に絞り、この2名に6人の思いをまとめて質問させていただきました。質問をしたからいい、しなかったから悪いではないと思うんですよね、私たち議員の仕事というのは。私たちの会派は、今回のウイルスの対策のために、会派みらいではコロナの影響で困っている方々に少しでも国、県、市よりの支援、援助を少しでも分かってほしい。そして、これからのコロナウイルスに対しての新しい生活様式の一覧表を会派全員で考えまして、自費でリーフを作成いたしまして、市内の各家庭に配布させていただきました。また、こういう議員もおります。各給付金の内容を一軒一軒、知らない方がいらっしゃらないかお伝えして回ったり、また、会社が倒産して仕事を探さないかんということで、あらゆる情報を引き出して、その方々にこういう仕事もあるよ、こういう仕事もあるよということで、いろいろうちの会派みらいの議員は熱い思いで市民のために一生懸命働いております。

先ほど言ったとおり、今回の一般質問はソーシャルディスタンスを防ぐという大義の中、会

派6名がそれぞれみんな発言したいことはいっぱいありました、正直。しかし、コロナウイルスを清水に1人でも出さないようにという思いから、涙をのんで4人は質問をやめました。このことを軽々しくですね、あたかも一般質問をしない議員はやる気がないという発言は、余りにも失礼じゃないかな、これ市民の誰が聞いても失礼じゃないかな、そういうふうに私は思います。ということで、発言の取消しを求めます。

○議長(永野裕夫君) 続いて、討論の通告がございますので、それを許可いたします。 2番、弘田 条君。

(2番 弘田 条君登壇)

**〇2番(弘田 条君)** 新風会の弘田条です。私は、本議会に提出されました、発言取消動議 に賛成の立場から討論いたします。

7番議員は、一般質問において、質問前の前段において議員各位に不穏当な発言をしたと認識しています。

本来なら一般質問での議場発言は、市長または執行部と市民代表である議員との議論の場であり、執行部は答弁が許されていますが、議員は質問者以外発言ができないという立場の中、議員に向けて侮辱を感じる発言をするということは、本来なら懲罰に値する重い発言であると認識いたすところであります。

そもそも6月議会の趣旨が明らかにしてきたとおり、本議会はコロナ感染予防でソーシャルディスタンスを防ぐという大義の中で開催された議会であります。そのことは全議員が認識に当たっての6月会議であり、一般質問を縮小して会派代表質問で対応した、その質問内容はそれぞれの会派で論議し、会派の代表として質問をしていただいた経過があり、代表質問者にただ任せたというものではなく、会派の皆さんが今最も大事なことを絞り、質問を委ねてきたという経過があります。そのことを無視して、一般質問をしない議員はやる気がないとかいう発言は余りにも軽視発言であり、承服できず、発言の取消しを求めるものであります。

〇議長(永野裕夫君) 以上で討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

本動議に賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立多数であります。よって本動議は可決されました。

7番、岡本議員の入場を求めます。

(7番 岡本 詠君入場)

○議長(永野裕夫君) ただいま可決された動議により、一般質問における発言の中で、動議により指摘された発言部分について、議長において不穏当なものであると認めますので、岡本

詠君に取消しを希望いたしますが、岡本議員いかがでしょうか。

(7番 岡本 詠君自席)

- **〇7番(岡本 詠君)** 自席でいいんですか。
- 〇議長(永野裕夫君) どうぞ。

(7番 岡本 詠君自席)

- **〇7番(岡本 詠君)** 今、議長のお話の中で、議長が不穏当な発言があったというふうに申 し上げたと思うんですけど、もう一度言っていただけますか。
- ○議長(永野裕夫君) どういうことをですか。

(7番 岡本 詠君自席)

- ○7番(岡本 詠君) 私、今外にいまして。
- ○議長(永野裕夫君) 今ですね、動議がかかりまして、その動議の中で岡本議員に対する不穏当な発言があったと。これを撤回していただきたいということでございましたので、私はその指摘された部分について、議長において不穏当なものであるというふうに認めましたので、岡本議員に取消しを希望したいというふうに今申したわけでございます。

どうぞ。

(7番 岡本 詠君自席)

- **○7番(岡本 詠君)** その不穏当な言葉があったと認めたと議長のほうで言われましたが、 不穏当な言葉というのは、どのような言葉でしょうか。
- ○議長(永野裕夫君) 岡本議員。このことについては、あなたの質疑ではございませんので、このことを認めるのか、認めないのかということに対して、私のほうは提案しておりますので、取消しを希望するのか希望しないのかということでお願いいたします。

どうぞ。

(7番 岡本 詠君自席)

- **〇7番(岡本 詠君)** 取消しをするのか否か、これは話の内容によって検討しなければなりません。私は今外にいまして、どのような論議がなされ、私の発言のどの部分が、どういうふうに不穏当な発言に当てはまるのか、その辺りはさっぱり分かりません。そこを聞いた上で結論を出さなければならないと思っていますが、そういったのをなしにして、今決めろということでしょうか。
- ○議長(永野裕夫君) そのとおりです。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 10番。

(10番 前田 晃君自席)

**〇10番(前田 晃君)** 発言の取消し、削除に関わって、本人がさっき議場で話をして決も 採りましたけれども、本人がその点についてどういう認識をしているかというところはね、や っぱり聞くときは要るんじゃないですか。

○議長(永野裕夫君) 前田議員に申し上げます。今まで、このことについてはずっと論議をしてまいりました。最終的に多数決で、この本動議は可決されております。可決されておりますから、このことについては本来ならばそのままこの可決のとおりに行くわけでございますが、しかし、議長として岡本議員にそのことについて希望するかしないかということは聞くべきだというふうに思って、今そのことについて聞いているわけでございます。

10番。

#### (10番 前田 晃君自席)

**〇10番(前田 晃君)** それはお願いしたいと思います。本人のやっぱり弁明が必要だと思いますので、その時間をしっかり取っていただきたい。この場で決めてくれということじゃなくてですね。

○議長(永野裕夫君) 本会議は、今ここで議事は採決出ておりますので、ですので、このことについては岡本議員の一身上の弁明というのは却下をしております。もう出ておりますので。だから、これに対して岡本議員は不服、嫌なら嫌、認めるなら認める、それで結構です。岡本議員が、言わば間違っているので私はこのことについては希望しませんと言うならば、それはそれで岡本議員の意見ですので、それを粛々と私どもは受け止めていきます。ですから、もしどちらでもないと、どちらの希望もしないし、別にこのまま返事をする必要はないと言うならば、それはそれで結構です。

#### (10番 前田 晃君自席)

**〇10番(前田 晃君)** 今、岡本議員が言ったのは、この議場で話されたことが十分まだ伝わってないと。了解できていないということなので、結論はもうちょっと後でという、時間をおいてもらいたいということなんでしょう。そういうふうな発言やと思います。併せて私がお願いしたいのは、結論は出たとしてもね、本人のやっぱり弁明をしっかり聞く場を設けてもらいたい。議長はその場だと言いましたので、その時間をしっかり取ってもらいたいということをお願いしたいと思います。

○議長(永野裕夫君) 前田議員の意見は粛々と聞きますが、これはあくまでも削除の動議でございますので、懲罰動議ではございません。ですから、この削除をするのかしないのか、そのことについて今の議会の流れの中で削除をするべきだということで賛成意見を頂いております。ですから、本来ならばその時点で削除するというのが、この議会の通説でございますので、そのように流れていくのが私は妥当かと思いますが、あえて岡本議員に対しても、このことに

ついて希望するのか希望しないのか、それとも何も語らないのか。もうそれはそれで結構だというところでございまして、弁明を求める、そういう機会は全く考えておりません。採決が今出ておりますので、このことについて削除をしなさいということで出ておりますので。それを重んじていただきたいということになろうかというふうに思いますが。

認めません。私のほうから指名いたします。

岡本議員、どうですか。

(7番 岡本 詠君自席)

**〇7番(岡本 詠君)** 議長の今の議事の進行の仕方、私は今議員ですけど、今退出させられておりました。そのいない間にどういうふうな話があって、何を理由に私の発言を取り消せというふうに決定したのか、その辺りが議長は説明しなきゃいけないと思いますので。

○議長(永野裕夫君) それでは、今から10分間の休憩を取ります。会派の代表に、その折の、言わば流れを聞いていただくということにします。

10分間休憩します。

午後 2時52分 休 憩

午後 3時10分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいま可決された動議により、一般質問における発言の中、動議により指摘された発言部分については、議長において不穏当なものであると認めますので、岡本君に取消しを希望いたします。

議長は岡本詠君に取消しを命じます。

地方自治法129条及び会議規則第87条の規定により、岡本詠君の発言について、動議により指摘された発言部分については会議録に掲載をしないということで処置をいたさせていただきます。

以上で、本日の日程は……

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(永野裕夫君) 岡本議員。

(7番 岡本 詠君自席)

**〇7番(岡本 詠君)** 先ほどの休憩前の話では、会派の代表から話を聞いた上で、私の意思 を伺うという話だったと記憶していますが、今、議長のほうで……

○議長(永野裕夫君) 失礼しました。抜かっておりました。

それでは、岡本議員、会派での話の中で、この取消しについてどう思われるか、どうぞ。

- **〇7番(岡本 詠君)** ちょっと待ってくださいよ。抜かっていたというのは、今議長発言されましたよね。129条で取消しをすると。この辺り、どういうことになっていくんですか。 今発言されてましたけど。
- ○議長(永野裕夫君) 129条の、このことについて、87条の規定というのは会議録についての削除というところの規定であります。ですから今の流れから行きますと、議会が決定をしておりますので、そのことは無視はできませんから、このことについて発言の掲載については処置をさせていただくということ。これはもう決定をしております。ただ、その上で岡本議員がこのことについて何か疑義があれば、そのことについて発言を許すということでございます。

どうぞ。

(7番 岡本 詠君自席)

- **〇7番(岡本 詠君)** 129条により発言を取り消すと今言われていますよね。
- **○議長(永野裕夫君)** 発言ではございません。議事録の、会議録の削除です。言わば、ただいま動議で係ったその部分について削除するということでございます。

(7番 岡本 詠君自席)

- **〇7番(岡本 詠君)** 削除するということでありますが、129条の条文では、発言の禁止 と削除を議長が求めるのではなかったですか。
- ○議長(永野裕夫君) 違います。87条の規定があります。

(7番 岡本 詠君自席)

- ○7番(岡本 詠君) ちょっとその根拠を1回説明していただけますか。
- ○議長(永野裕夫君) 129条に関して、それでは根拠は議会事務局より答弁させます。マイクがありませんのでお願いします。

どうぞ。

(議会事務局長 窪内研介君自席)

○議会事務局長(窪内研介君) 自治法129条は、全文を読みますと、「普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる」。これが第1項です。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 今のとおりでございます。

岡本議員。

- **〇7番(岡本 詠君)** 129条って秩序維持の条例ですよね。今、事務局長が説明いたしましたとおり、議場の秩序を乱す議員がある場合にじゃなかったですかね。
- **○議長(永野裕夫君)** 129条はそうでございますが、129条と会議規則の第87条の規定によりというふうに申し上げております。それは、秩序というより、会議録に対して削除をするということの要請をするということでございます。

岡本議員。

(7番 岡本 詠君自席)

- **〇7番(岡本 詠君)** ちょっと意味が分かりませんけど。129条があって、会議規則の八十何条言いましたっけ。
- 〇議長(永野裕夫君) 7条。

(7番 岡本 詠君自席)

- **〇7番(岡本 詠君)** 87条。法的根拠は129条によって、会議規則は87条を発動する といいますかね、その措置を行うということですか。
- ○議長(永野裕夫君) 87条も事務局より朗読させます。

(議会事務局長 窪内研介君自席)

○議会事務局長(窪内研介君) 87条ですが、「前条の会議録には、秘密会の議事並びに議 長が取消を命じた発言及び第65条の規定により取り消した発言は、掲載しない」。これは会 議録に掲載しない事項の項目でございます。

以上です。

〇議長(永野裕夫君) 岡本議員。

(7番 岡本 詠君自席)

- **〇7番(岡本 詠君)** ですので、今回の議長の措置の法的根拠を述べましたよね。129条 により87条の内容を使うと、会議録の……
- ○議長(永野裕夫君) 岡本議員、全く違います。これは動議がなって可決されました。その可決において、議会は決定を無視することができません。ですから、可決は絶対ですので、それに対して議長はその文言について削除を要請するということでございます。

(7番 岡本 詠君自席)

- **〇7番(岡本 詠君)** 先ほどとちょっと言っていることが違うように思いますけど。
- ○議長(永野裕夫君) 全く違ってないです。

- 〇7番(岡本 詠君) 要請というのは、私に要請しているんですよね。
- 〇議長(永野裕夫君) もちろん。

(7番 岡本 詠君自席)

**〇7番(岡本 詠君)** でも、先ほど議長は129条の法的根拠により、87条を用いて議事録から削除すると、御自分がやられると言われてませんでしたか。

○議長(永野裕夫君) 私は議長の立場として、議事進行をしているわけでございまして、皆様の意見を集約して、そしてこの議会で決定したことについて、その結果、結論は議長がこういうことで削除するということを申し述べているだけでありまして、私がやったとか何とかいう、そういう問題ではないです。ただ、根拠に応じて、このことについてはしっかりと動議に対して対応するということを、今ここで発表しているわけでございまして、それに対して岡本議員が疑義があるならば、その発言は一応受け止めますよと。それはどういうことかといえば、納得がいかない、認められないというような、この2点です。認められる、認められないという2点です。

岡本議員。

(7番 岡本 詠君自席)

**〇7番(岡本 詠君)** 私が今、直近に話した内容から、また話がずれていますので、議長は今、要請をしたとか、また削除するとかいうふうな話をしているから、話が私は違いますねと言うたら、違わないと言ったんですよ。その上で議会で決定したことだから削除しますと、また言い直してるんですね。言っている発言がころころ変わってるんですね。ですので……

○議長(永野裕夫君) 岡本議員、それ以上言いますと、議長へ対しての侮辱罪で、これは申告しなければならないとなりますので、気をつけて発言してください。

岡本議員。

(7番 岡本 詠君自席)

**〇7番(岡本 詠君)** 私のどの言葉が侮辱に当たるんですか。どうぞ。

○議長(永野裕夫君) これ以上の論議は必要ないというふうに議長は判断をいたしております。ですから、この件につきましては、先ほどお話ししたように、地方自治法129条及び会議規則第87条の規定により、岡本詠君の発言については動議により指摘された発言部分については会議録に掲載しないということで処置いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

〇議長(永野裕夫君) どうぞ。

(7番 岡本 詠君自席)

**〇7番(岡本 詠君)** 話の途中で、そうやって強制的に話を決定してやっていくのが議長の 仕事だとは私は思っていません。何度も言いますが、129条というのは秩序維持の条例でご ざいます。秩序維持ですよ。この議場の中で秩序を乱す議員があった場合に議長の権限で退出 させたり、その発言を取消しさせたりできる条例なんですよ。129条を用いるというならば、 私のどの部分が秩序を乱しているのか。これちゃんと市民に対して説明していただきたい。

**○議長(永野裕夫君)** 全くそのことについては論外です。そのことについての質問についてのお答えはできません。

この問題は、動議についての結果結論を出しているわけでございます。そしてこの動議に対して、岡本議員がこの動議に承服できないということがあるのか、それかそのことについて分かりましたということになるのかということでの話を今出してきたわけでございますが、しかし、そのことがこういう形で堂々巡りになるということは、私のほうでは進行としては1回止めて、そしてもう一回元に戻って今のこの動議についての結果結論、私の言い渡しをしなければならないということを今言っているわけでございまして、その129条のプロセスについて、ここで私が説明する意味は全くないというふうに思っておりますので御理解を願います。7番。

(7番 岡本 詠君自席)

○7番(岡本 詠君) 説明する理由は全くないことはないと思います。やっぱり議会ですから、市民に対して説明責任がありますし、そういうことと、今ね、最初の話で議長が発言した内容について疑義があるから問うているわけです。そこに行く前に戻すというならば、まずこの話、129条によりという話は、また同じ話をこの後ほど聞くようになるかも分かりませんが、動議の内容について削除するか否か、この私の意思表示、今からします。

〇議長(永野裕夫君) どうぞ。

(7番 岡本 詠君自席)

- **〇7番(岡本 詠君)** それをするに当たって、一言申し上げさせていただきたい。よろしいですか。
- 〇議長(永野裕夫君) どうぞ。

(7番 岡本 詠君自席)

- **〇7番(岡本 詠君)** 今、前田議員のほうから、私の会派の同僚ですけど、代表ですけど、 ある程度の話は伺いました。 賛成討論、反対討論、その内容の主立ったところも伺いました。 武政議員、そして山崎議員、そして弘田議員が反対討論に立ったということで……
- 〇議長(永野裕夫君) 賛成です。

(7番 岡本 詠君自席)

**〇7番(岡本 詠君)** 失礼しました。賛成ですね、賛成討論です。失礼しました。その賛成 討論の中で、私がこの議場の中で一般質問の場において、議員に対してそういった侮辱の言葉 を吐いたとか、そのような言葉を述べられているんですよね。私、実際ユーチューブにも動画 上がってますから、皆さん見れば分かることなんですけど、ここにいる議場の皆様、議員に対 して侮辱的な言葉を吐いた覚えは一切ありませんし、そういった行為をしたこともないです。

それで本来ならば、そういったことを動議で取り上げるならば、実際に私が何をしゃべったのか、私の発言のどの部分が、どういう会議規則、地方自治法、どういう法令に抵触していて、根拠を基に侮辱されたと証明すべきであり、実際私がどういうふうな言葉をしゃべったか、それを一言一句たがえることなくことなく説明することもなく、自分たちの思いのままにこういうふうに取ったというふうなことで動議を出されています。

私が一般質問で議員の大半が登壇しないということは、市民の皆様からやる気があるのかと言われるかもしれませんねと言った言葉はですね、議会が真っ先に仕事をしなければいけないんですよ、仕事を。小学生も中学生も子供たち、みんな学校行ってますよ。働いている人もいますよ。休んでないんですよ。それぞれの生活の中で、それぞれがコロナと闘って生活を頑張っているんですよ。その中で、議員の仕事の1つである一般質問、3か月に1回の一般質問、これ1回休むと半年先までないですよ。そういったことを市民が見たときに、そう思われるんじゃないですかと。そういうふうな思いで発言しただけで、この議場にいる一般質問に登壇していない議員に対してやる気がないんだとか、決めつけたような発言にはなっていないと思います。

○議長(永野裕夫君) はい。よく分かりました。岡本議員の主張はよく分かりました。この 文言の取りようではございますが、各個人により取り方が多少違うということでございますの で、……

(7番 岡本 詠君自席)

- **〇7番(岡本 詠君)** 取りあえず言いますので、いいですか。
- ○議長(永野裕夫君) もう少しだけいただきます。はい、どうぞ。これ以上は、これは弁明答弁ということになりますので、これは本会議場ではなじまないということ、これは特別の配慮をしております。そのことをお含みおきの上……

(7番 岡本 詠君自席)

- **〇7番(岡本 詠君)** いやだから、もうほぼ終わりですのでよろしいですか。
- 〇議長(永野裕夫君) はいどうぞ。

(7番 岡本 詠君自席)

**〇7番(岡本 詠君)** そういった意味合いもないですし、なぜそのようなことを言われなきゃいけないのかさっぱり意味が分かりません。ですので、私は削除をせよと言われましてもお断りをさせていただきます。

以上です。

〇議長(永野裕夫君) 分かりました。

岡本議員から、この削除については承服できないということでございます。岡本詠君において、この取消しをされないということでありましたら、議長は取消しを命ずるということになります。議長は岡本詠君に、この取消しを命じます。ですから、先ほどから言われております会議規則の87条の規定により、岡本詠君の発言については動議により指定された部分が出ておりますが、その部分については発言を会議録に載せないという、そういう掲載ということで処置させていただきます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

〇議長(永野裕夫君) どうぞ。

(7番 岡本 詠君自席)

**〇7番(岡本 詠君)** 議長の采配で取消しを命ずるということでありますが、これ地方自治法、会議規則、どの条文に沿って……

○議長(永野裕夫君) 全くその辺は関係ございません。これは議会の決定です。皆さんの決定事項、これを無視できない。これはこの部分に限って削除していただきたいということが議会の中で決議しております。ですから、このことについては削除させていただきますということで、私の個人の見解でも何でもございません。

ですが、これに対して岡本議員に特別の配慮をして岡本君の弁明を許したわけでございます。ですから、決定は決定でございますので、ここはそれ以上の論議は不必要かというふうに思っておりますので、以上にさせていただきたいというふうに思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

O議長(永野裕夫君) 議事進行を何回もかけておりますが、堂々巡りということになります。 (7番 岡本 詠君自席)

- ○7番(岡本 詠君) いや、なってないです。
- ○議長(永野裕夫君) これで最後の議事進行ということでお願いします。

(7番 岡本 詠君自席)

**○7番(岡本 詠君)** 最後にしたいなら、ちゃんと根拠を答えていただきたいです。議員は発言が許されています。それでその発言によって被害を被った人、その人が法的な手段を取るのかどうかは、その人の問題です。議員が発言した内容については、原則取消しできません。これ議長御存じだと思いますが、取消しできません。議会の決定もしくは議長の命令であったとしても、発言した議員本人の意思表示なく削除できないはずですよ。それをどういった根拠でやるのか。これを市民に対してちゃんと説明を頂きたい。

○議長(永野裕夫君) その辺は勉強不足だというふうに思います。誰もそのことに対して、 そういう方向でやると言ってはいません。私は会議録に掲載をしない処置をするというふうに 言っております。ですから、会議録には載らないということで御理解をお願いいたします。

(7番 岡本 詠君自席)

- **〇7番(岡本 詠君)** ですので、会議録に載らないということは、削除するということでしょう。それは発言した議員本人の意思表示があってのことじゃないですか。違います。
- ○議長(永野裕夫君) 違いますね。これは、こういう形の129条、それから規則の87条 に規定しておりますから、削除ということより記載をしないということですので、皆さん今あ る会議録に記載しないということです。

(7番 岡本 詠君自席)

- **〇7番(岡本 詠君)** ですから、違うというならば、違う根拠を示してください。
- ○議長(永野裕夫君) 根拠といいますと。何を目指して根拠ですか。

(7番 岡本 詠君自席)

- 〇7番(岡本 詠君) 法的の根拠です。
- **○議長(永野裕夫君)** 法的は関係ございません。今は、この決定をしたことに対して、これを粛々と今皆さんに報告をし、そして掲載をしないということを決めたわけでございます。それは私が決めたことです。

(7番 岡本 詠君自席)

- **○7番(岡本 詠君)** ですから、もう一度言いますよ。議会の決定、議長の命令であっても、 発言の削除や取消しは発言した議員本人の意思表示によるんですよ。それを無視してやるとい うならば根拠を示していただけますかと。そう言ってるんです。
- ○議長(永野裕夫君) 先ほどから何回も言っておりますように、これは129条が根拠です。 (7番 岡本 詠君自席)
- ○7番(岡本 詠君) いいですか。
- 〇議長(永野裕夫君) どうぞ。

(7番 岡本 詠君自席)

- **〇7番(岡本 詠君)** 何度も言ってますけど、こちらも。129条というのは秩序維持の条例でございます。秩序を乱した議員がいますか。事務局長、もう一回朗読してください。
- ○議長(永野裕夫君) その命令には応えられません。

- **○7番(岡本 詠君)** じゃあ議長のほうから……
- ○議長(永野裕夫君) 私からの命令でないと、本会議場では無理ですから。

(7番 岡本 詠君自席)

○7番(岡本 詠君) もう一度、129条の条文の朗読をお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 何回も先ほどからお話をしているように、このことについては議会の 決定でございますので、この動議について皆様の多数決によって決定いたしました。ですから、 このことについては、今の指摘をした文言に関しては会議録に掲載をしないということの決定 表示でございます。ですから、そのことを決定するためには129条、87条の規定により、 このことを粛々と実行していくということでございます。

もうこれ以上の論議は、今後議事進行がかかっても堂々巡りと同じわけでございますので、 これにて打切りをしたいというふうに思っております。

(7番 岡本 詠君自席)

**〇7番(岡本 詠君)** 議長、では最後に。何回言ってもそういうふうに話をたがえて決定していくという、この議長の措置、いかがなものかと思います。最後に、もうこれで話をやめたいということであれば、最後に私は市民に対して一言申し上げて終わりたいと思いますが、よろしいですか。

○議長(永野裕夫君) このことについてですか。

(7番 岡本 詠君自席)

- ○7番(岡本 詠君) もちろん。
- 〇議長(永野裕夫君) どうぞ。

(7番 岡本 詠君自席)

○7番(岡本 詠君) 動議を取り上げて議案として文言の取り消し、これを決議されたと。 そこまではいいんですよ。それを受けて議長が勝手にこれを取り消すと決定するのはいかがな ものかと。その根拠をただしたときに、129条によりと言ったんですよね。129条、私は 今何度も言いましたが、秩序維持の条例なんですよ。秩序を乱した議員があるときに限って 129条を発動できるんです。秩序を私は乱したとは思っていません。乱したというなら教え てくれと何度も言いました。そのことには一切答えずに、議事録から削除すること、そのこと を何回も何回も訴えているわけですね。この件に関して、まず議長としてそういった采配をす るのであれば、市民に対して129条、これを用いた根拠、そういったものを明確に説明する 責任は議長にあると思います。

以上です。

〇議長(永野裕夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

#### (市長 泥谷光信君登壇)

**〇市長(泥谷光信君)** 御苦労さまでした。市議会定例会 6 月会議の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今会議に提案いたしました議案につきましては、全て原案どおり可決をいただき、本当にあ りがとうございました。心よりお礼を申し上げます。

6月会議においては、議長のお計らいによりまして、新型コロナウイルス対策として、執行 部においては答弁者のみに絞る形で議場内での人数制限や座席間隔を空けるなどの御配慮をい ただき、併せて質問者についても各会派より代表が一般質問を行うなど、質問者数こそ少なか ったものの、本会議及び各常任委員会ともに、コロナ対策全般にわたり、中身の濃い議論がで きたと実感しております。

最後は動議が出され、大変活発な議論を横で聞いておりました。

ただ、我々人権教育もしっかりと受けておりますから、やはり言う側が何気なく言ったことが、受ける側がそのことによってどう感じるか。どう傷ついたか。そういうことはやはりいろんな議論があるわけですが、しっかりとお互いが感じる必要があるのではないかというふうに議論を聞きながら思ったわけであります。

今6月会議の議員各位から寄せていただいた貴重な御意見、御提言は、今後の事業展開に生かしてまいりたいと思っております。

また、今会議では手話言語条例が制定されました。全国手話言語市長の会へ一昨年より加わり、一日も早く誰もが平等に自分の言語で話せる社会を目指し、取り組んできただけに、感慨もひとしおであります。今日は高知県の聴覚障害者協会の皆さんをはじめ、土佐清水市の手話サークル、手話奉仕員の皆様も制定を祝い、かけつけていただきました。これを契機として、土佐清水市においても手話が言語であるという、そういう認識に基づき、手話の理解が広がりを持って、誰もが安心して暮らせることのできる地域社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、先週国の第 2 次補正における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の本市への配分限度額が決まりました。これを受け、さらに地域経済を活発化させるために必要な施策、事業を一日でも早く講じ、市民の皆様や市内の各事業者に対する支援につなげなければならないと決意を新たにしているところであります。

そのために経済対策を中心とした追加補正予算案を速やかにまとめ、早い段階で7月会議を 開催した上で議案の審議をお願いしたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力を重ね てお願い申し上げます。また、今会議冒頭で永野議長におかれましては、これまでの議長とし ての功績が認められ、全国議長会より感謝状の贈呈を受けました。とりわけ全国議長会におい て、社会文教委員会副委員長として手腕を発揮され、過疎地域の実態に即した社会保障制度から教育施策まで幅広く国へ提言を行い、国の政策に反映していただいた功績は大きく、これまでの永野議長の御努力と御尽力に対しまして、敬意と感謝を申し上げ、心からお喜び申し上げますとともに、さらなる御活躍をお祈りいたします。誠におめでとうございました。

最後になりますが、この梅雨が明けると同時に、いよいよ厳しい夏に向かいます。皆様におかれましては、引き続き基本的な感染対策を徹底していただきながら、健康には十分に御留意されますよう御祈念申し上げ、簡単ですが閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(永野裕夫君) 6月定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本議会は、文字どおりコロナ対策一色の会議であり、日本をはじめ、世界でも類のないコロナ感染が広がり、死亡者が今なお増え続くコロナ感染が猛威を振るう中、6月会議の開催日をずらしての土佐清水市議会6月会議でございました。

3月から議会では、議長といたしまして、まず感染防止、そのためには3密を避けた状況での議会取組を終始対応させていただき、議員はもとより、執行部の皆様においても多大な協力の中、ソーシャルディスタンスの下、密閉、密集、密接を避ける観点から議会対応展開をしてまいりました。無論、議会ではマスクやフェイスシールドなどの対応をし、一般質問においては、その質問の答弁者だけの議会への出席要請など細かく指示させていただき、その都度協力していただきました。執行部の皆さんに改めて感謝をいたすところであります。

また、議員の皆様におかれましては、本6月会議において、コロナ感染防止や執行部のコロナ対策のための多大な事務量発生という観点から、議員の質問は今回に限り会派代表質問として申入れをしたところ、各会派の皆さんがいち早く市民の皆さんのコロナ対策への早急な対応のためと御配慮をいただいたことを含め、結果、休業補償の補助金支給や、特に土佐清水の特別給付金10万円支給など、高知県一、早い支給となったのではないかなというふうに考えるところでございます。このことは、市民の皆さんから感謝の声が議会にも届けられております。

そんな中、非常に残念なのは、一般質問の中で一般質問に登壇をしない議員はやる気があるのかというようなことなどという発言がありましたが、果たしてそうでしょうか。まずは市民の利益を先行するのが、それが議会であり、そのための方法として全ての会派の皆様に代表質問という形での一般質問の提案を申し入れました。結果、1会派の代表は議会人として一般質問の権限を行使するということ、責務であると主張され、それは無論、当然であるというその考えを私も尊重したわけでございます。ですから、会派代表質問という一般質問の制限に関しての理由を理解して、共通認識であるというふうに考えておりましたが、本日の動議の中でもあるように、一般質問に登壇しない議員がやる気があるのかと言われてしまうかもという発言

は、ある意味理由が分かった上で一般質問に登壇をしない議員に対しての侮辱とも捉えることのできるような発言であり、自治法132条、133条に抵触する可能性もあるものと考えます。大変遺憾と私も憤りを感じますが、いま一度、あえて今回一般質問を辞退した皆様の名誉のために弁明をいたしますと、今回の一般質問に関しては、議長の提案として3密を避け、コロナ感染防止、または執行部の事務量に配慮していただき、市民生活の早期安定のために議員の皆さんが議長提案に賛同し、会派代表質問に切り替えていただいたという真摯な対応があり、それを質問しない議員はどうとかとやゆするようなことがあってはならない、議員間の常識論だと考えます。

大事なことは市民の皆さんの生活環境が心配なこの時期に、積極的に議会と執行部が協力し、 市民生活安定のために早い結論を出すということが市民の安心安全につながると考えます。そ れぞれの見解があると思いますが、今議会において議長提案に賛同していただいた議員各位、 また市長をはじめとする執行部の皆様に感謝をするとともに、今後コロナが鎮静化し、皆さん とともに、ふだんの議会に戻ることを御祈念申し上げまして、閉会の挨拶と代えさせていただ きます。

これをもちまして、令和2年土佐清水市議会定例会6月会議を終了いたします。皆さん、お 疲れさまでございました。

午後 3時45分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議 長

副議長

署名議員

署名議員